

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の手引き

取手市まちづくり振興部環境対策課

令和7年4月 改訂

【 目 次 】

1 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(1) 用語の定義	・・・	1
(2) 事業施行者等の責務	・・・	1
(3) 不適正な土砂等による土地の埋立て等の禁止	・・・	2
(4) 他の法令等の適用の確認	・・・	2

2 許可が必要となる土地の埋立て等

(1) 許可が必要な土地の埋立て等	・・・	4
(2) 許可の適用除外となる土地の埋立て等	・・・	4

3 許可に係る事前協議等の手続き

(1) 事前協議書の提出	・・・	5
(2) 事前協議の終了	・・・	5
(3) 周辺関係者への説明	・・・	5
(4) 事前説明会の開催	・・・	6
(5) 事前説明会報告書作成方法	・・・	6

4 許可申請の手続き

(1) 許可申請書の提出	・・・	7
(2) 許可(不許可)の決定	・・・	7

5 許可の基準

(1) 周辺地域の生活環境の保全等の措置基準	・・・	7
(2) 土砂等の採取場所の特定	・・・	7

6 許可取得後に必要な手続き等		
(1) 変更の許可の申請	...	8
(2) 軽微な変更の届出	...	8
(3) 土砂等の搬入の届出	...	9
(4) 土砂等の量の報告	...	9
(5) 地質検査等の実施及び報告	...	10
(6) 関係書類の縦覧	...	11
(7) 標識の掲示	...	11
(8) 特定事業の廃止等	...	11
(9) 特定事業の完了等	...	11
(10) 地位の継承	...	12
(11) 土地所有者の義務	...	12
(12) 土地所有者に対する勧告	...	12
7 特定事業に関する事前協議書の作成		
(1) 特定事業に関する事前協議書の記入方法	...	13
(2) 事前協議書に添付する関係書類(協議書裏面に記載)の作成方法	...	13
8 土地の埋立て等許可申請書の作成		
(1) 特定事業許可申請書の記入方法	...	15
(2) 許可申請書に添付する関係書類(申請書裏面に記載)の作成方法	...	16
(3) 特定事業許可(一時たい積)申請書の記入方法	...	17
(4) 許可申請書(一時たい積)に添付する関係書類(申請書裏面に記載)の 作成方法	...	17
9 規則別表	...	19

1 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年条例第27号)は土砂等による無秩序な埋立て等に対し必要な規制をすることで市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的をしており、土砂等による埋立て等そのものを防止するものではありません。

(1) 用語の意義(第2条)

① 土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物に属さないものをいいます。

具体的には、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト(微砂)、粘土などの自然物をいい、有価物であるか無価物であるかは問いません。

また、安定処理などをした土砂等(改良土)は、元の性質等が判別できなくなるため土地の埋立て等に使用することを禁止しています。

② 土砂等による土地の埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積をいいます。

i 埋立て 周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること。

ii 盛土 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの。

iii たい積 周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂をたい積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの。

③ 特定事業とは 土砂等による土地の埋立て等を行う事業をいいます。

④ 特定事業区域とは

特定事業に供する土地の区域をいいます。特定事業区域の面積は、特定事業を計画している区域全体の土地登記簿上に記載されている面積ではなく、実際に特定事業に供する区域の面積をいいます。

⑤ 事業主 特定事業に供する土地の所有者、管理者又は占有者をいいます。

⑥ 事業施行者 特定事業を施工する者をいいます。

(2) 事業施行者等の責務(第3条)

事業主、事業施行者、土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する者それぞれの責務について、次のとおり定めています。

① 事業施行者の責務

土地の埋立て等を行うにあたり、特定事業地周辺の地域の住民の理解を得るとともに周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければなりません。

② 事業主及び事業施行者の責務

施工する特定事業区域の周辺関係者（隣接地の所有者，周辺住民及び水利権者その他規則で定める者）に対し，当該特定事業の内容について事前に説明しなければなりません。また，当該特定事業の施工に係る苦情や紛争が生じたときは誠意をもって解決に当たらなければなりません。

③ 土砂等を発生させる者の責務

事業活動に伴い副次的に得られる土砂等の減量化を図るとともに，当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければなりません。

④ 土砂等を運搬する者の責務

運搬する土砂等により不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう必要な配慮をしなければなりません。

⑤ 土地の所有者の責務

不適正な土地の埋立て等が行われていないことを自身で確認し，これらのおそれがある土地の埋立て等を行う者に対して土地を提供してはいけません。

(3) 不適正な土砂等による土地の埋立て等の禁止(第5条)

次に掲げる土砂を使用して，土地の埋立て等を行うことはできません。

- ① 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に掲げる第1種建設発生土，第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当しないもの。
- ② 土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が規則別表第1及び別表第2で定める基準に適合しないもの。
- ③ 改良土（土砂等（泥土を含む）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し，化学的安定処理を行ったもの）。

(4) 他の法令等の適用の確認

この条例以外の法令等で規制があるものについては，それぞれの法令等の適用を受けることになり，許認可等の必要となるものについては，許認可等の申請又は届出等が必要となりますので，各関係行政機関に確認し所要の手続きを行ってください。

- ① 土地の埋立て等区域内の埋蔵文化財の有無を市教育委員会に確認してください。
- ② 土地の埋立て等区域内に，道路及び水路等がある場合（公図で確認すること。）は，それが機能しているかどうか，土地の埋立て等を行うために必要な措置はどのようにするかなどを管理者に確認してください。
- ③ 特定事業区域が農地の場合は，農地転用等の手続きが必要になるので，市農業委員会に確認してください。
- ④ 土地の埋立て等を実施する土地が山林等の場合は，地域，面積等により必要な許可や届出が異なるため，市農政課又は茨城県県南農林事務所に必要な手続きを確認してください。

- ⑤ 現場事務所建設については、建築確認を所掌する市建築指導課又は茨城県県南県民センター建築指導課に、規模、条件等を確認してください。
- ⑥ 1,000 平方メートル以上の一時たい積事業は、粉じん発生施設に該当し、大気汚染防止法の届出が必要となるため、茨城県県南県民センター環境保安課又は市環境対策課に確認してください。
- ⑦ 上記のほか、次の法令等で規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになるので、各関係行政機関に所要の手続きを行ってください。
- 自然公園法，自然環境保全法，首都圏近郊緑地保全法，都市計画法，都市緑地保全法，鳥獣の保護及び狩猟に適正化に関する法律，農業振興地域の整備に関する法律，砂防法，河川法，地すべり等防止法，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，国土利用計画法，騒音規制法 など。

2 許可が必要となる土地の埋立て等

土地の埋立て等を実施する場合は、事前に許可を受けなければなりません。無許可で土地の埋立て等を実施した場合は、撤去などの措置命令や処罰の対象にもなりますので、必ず所定の手続き等を行って許可を受けてから実施してください。

(1) 許可が必要な土地の埋立て等(第6条)

次の要件に該当する土地の埋立て等は所定の手続きが必要となります。

- ① 特定事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル以下であって、特定事業区域以外から採取した土砂等を使用して実施する土地の埋立て等。
- ② 特定事業区域の面積が300平方メートル未満であっても、過去1年以内に隣接地で実施されている又は実施されていた一体とみなされる土地の埋立て等の面積が合算して300平方メートル以上となるもの。
- ③ 特定事業区域の面積が3,001平方メートル以上となる場合は、茨城県条例の許可が必要となります。**(一体事業とみなされ3,001平方メートル以上となる場合も含む)**

(2) 許可の適用除外となる土地の埋立て等

上記(1)の要件に該当する場合であっても、次の土地の埋立て等については、許可の取得は必要ありません。

- ① 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生し、又は採取された土砂等のみを用いて行われる事業(条例第6条)
- ② 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(条例第6条)
- ③ 採石法、砂利採取法の認可を受けて行う土地の埋立て等(規則第5条の2)
- ④ 土壌汚染対策法により指定された土地の区域内で行う特定事業及び汚染土壌処理施設において行う土砂等の土地の埋立て等(規則第5条の2)
- ⑤ 茨城県条例の許可を受ける事業(規則第5条の2)
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等(規則第5条の2)
- ⑦ 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等(規則第5条の2)
- ⑧ 客土等農地の改良を目的として農地の所有者又は使用者自らが行う土地の埋立て等で市農業委員会の承認を受けたもの(規則第5条の2)

3 許可に係る事前協議等の手続き

許可の申請を行う前に、事前協議書を提出するとともに周辺関係者への事前説明会の開催が必要になります。

変更許可申請を行う場合も変更する内容について事前協議が必要となります。(当該変更に係る事前説明会は不要ですが、隣接地権者には周知してください)

(1) 事前協議書の提出(第5条の2)

「7 特定事業に関する事前協議書の作成について」を参考にして、事前協議書を作成のうえ、事前説明会開催前に提出してください。

書類の提出を受けて市は現地確認等を行います。市環境対策課で事業内容について市関係各課からの意見等の有無を確認し、事業計画者へ通知します。事業計画者は関係各課からの意見等についてご対応ください。そのため事前協議の終了までには時間を要します。また、事前協議終了までの目安はお伝えできません。

事前説明会、事業開始までの十分な期間を見込んで、事前協議書を提出してください。

(2) 事前協議の終了

関係各課との調整等が完了して事前協議が終了となります。事前協議が終了したら市からその旨通知します。**事前協議終了の通知があった日から90日以内に許可の申請を行わない場合は、当該事前協議書は失効します。**

(3) 周辺関係者への説明(第3条)

次の周辺関係者に対し、特定事業計画の事前協議書の内容や生活環境の保全に関する計画について、事前説明会を開催してください。

- ① 特定事業区域の全部又は一部を含む土地（以下「特定事業地」という）に接する土地の所有者。ただし当該特定事業地に**6メートル未満**の道路又は水路（以下「道路等」という）が接している場合には、当該道路等に接している土地の所有者が対象となります。（以下「特定事業隣接地」という）
- ② 特定事業地の所有者と特定事業隣接地の所有者が同一の場合は、当該特定事業地と当該特定事業隣接地との筆界から当該特定事業隣接地と当該特定事業隣接地と接している土地との筆界までの距離が**6メートル未満**となる場合には当該特定事業隣接地と接している土地の所有者が対象となります。
- ③ 特定事業地の**筆界から100メートル以内**に居住する者
- ④ 特定事業地に接する水利の関係者

(4) 事前説明会の開催(規則第3条)

事前説明会は次の事項に従って開催してください。

- ① 事前説明会開催を周知するため、**事業の概要等を記した標識(規則様式第1号)**を特定事業地の見やすい場所に、**説明会開催の30日以上前**に設置してください。
標識の設置は事前協議の進捗状況、周辺関係者への周知期間を見込んだ上で、事前協議中に設置しても構いません。ただし、事前説明会開催日に合わせて事前協議を終了させることや、事前協議終了までの目安をお伝えすることはできませんのでご了承ください。
- ② 市は標識が30日以上設置されるか確認します、標識設置後直ちに市環境対策課(0297-74-2141)にご連絡ください。
- ③ 標識設置とは別に、周辺関係者に対しては特定事業計画や事前説明会開催日を記したものを配布するなど、特に周知に努めてください。周知にあたっては説明会開催まで余裕を持って行ってください。
- ④ 事前説明会にはどなたでも出席できます。
- ⑤ 事前説明会は事業主(土地所有者等)及び事業施行者が行う必要があります。どちらかが欠席となる場合、説明を行う者への委任状が必要となります。
- ⑥ 事前説明会では市との事前協議が終了した内容を説明してください。周辺関係者に対する説明も市との事前協議が終了した内容としてください。
- ⑦ 説明会出席者からの質疑等には真摯にご対応いただき、出席者の理解を得るよう努めてください。
- ⑧ 周辺関係者が事前説明会に出席できなかった場合、説明会資料を配布するなどして理解を得るように努め、質疑等があればご対応願います。
- ⑨ 事前説明会の内容等については**事前説明会報告書(規則様式第5号)**を作成してください。

(5) 事前説明会報告書(規則様式第5号)作成方法

次の事項に従って事前説明会報告書を作成してください。

- ① 説明をした者及び説明を受けた者(記6)
周辺関係者毎にそれぞれの対象者を記した図面と対象者の一覧を作成し、対象者に配布した資料を添付してください。
 - i 特定事業地の筆界から100メートル以内の居住者
 - ii 隣接する土地の地権者、水利地権者
- ② 説明会の内容その他の記録(記7)
事前説明会の内容について次の事項を記載した報告書を作成、説明会出席者に配布した資料を添付してください。
 - i 開催日時、実施場所、説明者
 - ii 参加者名簿
 - iii 説明会での説明内容、質疑応答の内容

4 許可申請の手続き

事前協議が終了後、許可の決定を受けるには、許可の申請(変更許可申請を含む)の手続きが必要になります。ただし、事前協議が終了してから **90 日以内**に許可の申請を行わなければ事前協議は失効し、新たに事前協議書の提出から始まります。

(1) 許可申請書の提出(第 7 条)

「8 特定事業許可申請書の作成について」を参考にして、許可申請書を作成のうえ、提出してください。

(2) 許可(不許可)の決定

許可(不許可)決定通知の発行、事業完了から完了検査の終了まで期間を要しますので、事業期間は十分に期間を見込んだ計画としてください。事業期間の延伸は変更の許可の申請が必要となります。

5 許可の基準

許可を受けるための基準は次のとおりです。許可を申請するにあたり、これらの基準に適合したものでなければなりません。

(1) 周辺地域の生活環境の保全等の措置基準

特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が、規則別表第 4 の基準に適合していなければなりません。

(2) 土砂等の採取場の特定

一時たい積以外の特定事業にあつては、当該特定事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていなければなりません。

6 許可取得後に必要な手続き

許可を取得した後は、土砂等の搬入、完了など各種届出書の提出、地質検査、標識の設置、帳簿の記載などが必要になります。

(1) 変更の許可の申請(第9条)

次の事項を変更しようとするときは、事前に**特定事業(一時たい積)変更許可申請書(規則様式第9号)**に変更事項に関する書類や図面を添付して提出し、許可を受けなければなりません。

(変更に係る事前協議が必要となります。)

ア 埋立て等の場合

- ① 特定事業の目的
- ② 特定事業の位置及び面積
- ③ 特定事業の実施期間
- ④ 特定事業が完了した場合の当該特定事業区域の構造
- ⑤ 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

イ 一時たい積の場合

- ① 特定事業の目的
- ② 特定事業の位置及び面積
- ③ 特定事業の実施期間
- ④ 特定事業に使用される土砂等のたい積の構造
- ⑤ 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

(2) 軽微な変更の届出(規則第9条)

次の事項を変更したときは、その変更があった日から**7日以内に特定事業(一時たい積)変更届(規則様式第10号)**を**正副2部**提出してください。

- ① 申請者の氏名若しくは名称、住所、法人の代表者の氏名（住所又は氏名の変更にあつては住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の氏名変更にあつては法人の履歴事項全部証明書を添付）
- ② 特定事業に用いる土砂等の数量(減少させるものに限る)
- ③ 特定事業に使用される土砂の採取場所又は土砂等の搬入計画

(3) 土砂等の搬入の届出(第 10 条)

特定事業区域に当該許可に係る土砂等を搬入しようとするときは、採取場所ごと、5,000 立方メートル以内までごとに次の届出書を**正副 2 部**提出してください。

受付後、市が土砂発生元を確認して搬入可能となります、**搬入予定 7 日前**までに提出してください

① **土砂等搬入届(規則様式第 12 号)**

② **土砂等発生元証明書(規則様式第 13 号)** 当該土砂等の採取場所の責任者が発行したものに
限る。

③ 当該土砂等が汚染されていないことを証するもの (**土砂搬入 6 月以内に発行**されたものに
限る)

i **土砂等に係る検査試料採取調書(規則様式第 14 号)**

ii **地質分析結果報告書(規則様式第 15 号)**。計量法の規定により登録された計量士のうち濃
度に係る計量士が発行したものに限る、以下同じ)

ただし、当該土砂等が法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取され
た土砂等である場合、当該採取場に係る許認可等の決定通知書の写し、当該土砂等に係る
売渡証明書、その他当該土砂等を譲渡したことを証する書面により地質検査を省略するこ
とができます。

また、一時たい積場所から土砂等を搬入しようとする場合、土砂等が発生場所ごとに明
確に区分されている必要があります。その上で発生場所で 6 月以内に実施された地質分析
結果を提出書類とすることが可能です(発生元証明は発生場所の責任者が発行したものに
限ります)。

明確に区分されていても、6 月を経過してたい積されている土砂等は、一時たい積場所
で地質検査を実施してください。

明確に区分されていない一時たい積場所の土砂等は、特定事業に使用することはできま
せん。ご注意ください。

(4) 土砂等の量の報告(第 12 条)

特定事業の実施している間、定期的に特定事業に使用された土砂等の量を次のとおり報告し
なければなりません。

① 埋立て等の場合 **特定事業状況報告書(規則様式第 16 号)**

i 埋立て等を開始した日から **6 月ごとに 6 月経過後 7 日以内**に報告

ii 埋立て等の**廃止, 中止, 完了後 7 日以内**に報告

② 一時たい積の場合 **特定事業(一時たい積)状況報告書(規則様式第 17 号)**

i 一時たい積を開始した日から **3 月ごとに 3 月経過後 7 日以内**に報告

ii 一時たい積の**廃止, 中止, 完了後 7 日以内**に報告

(5) 地質検査等の実施及び報告(第 13 条)

特定事業を実施している間、定期的に特定事業区域の地質検査等の実施及び報告をしなければなりません。

ア 地質検査の実施

① 埋立て等の場合

- i 埋立て等を開始した日から **6 月ごと**に実施
- ii 埋立て等の**廃止, 完了時**に市職員立会いの上実施

② 一時たい積の場合

- i 一時たい積を開始した日から **3 月ごと**に実施
ただし、搬入された土砂ごとに明確に区分された状態でたい積されている場合にあっては地質検査を省略することができます。
- ii 一時たい積の**廃止, 完了時**に市職員立会いの上実施

イ 地質検査のための試料の採取方法(規則第 13 条)

- ① 試料とする土砂等の採取は、区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合には、当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)合計 5 点の土壌について行うこと。
- ② 上記①により採取した土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1 試料とします。
- ③ 上記②により作成した試料の計量は、それぞれ規則別表第 1 及び別表第 2 に掲げる項目ごとに同表に掲げる測定方法により行うこと。

ウ 水質検査の実施(区域外への排水がある場合)

環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法により行うこと。

- ① 特定事業を開始した日から **6 月ごと**に実施
- ② 特定事業の**廃止, 完了時**に市職員立会いの上実施

エ 分析結果の報告

- ① **特定事業地質検査等報告書(規則様式第 18 号)**に次の書類を添付して提出
 - i 検査に使用した土砂等の採取場所を記載した図面及び現場写真
 - ii **土砂等に係る検査試料採取調書(規則様式第 14 号)**及び**地質分析結果証明書(規則様式第 15 号)**
 - iii **排水に係る検査試料採取調書(規則様式第 14 号)**及び**排水水質測定結果証明書(規則様式第 19 号)**

② 提出の時期

- i 埋立て等の場合は**6月を経過した日から7日以内**
- ii 一時たい積である場合は**3月を経過した日から7日以内**
- iii 特定事業の**廃止、完了時**に市長が指定する日

ただし、当該土砂等が法令等に基づき認可等がなされた土砂等である場合には、認可等の決定通知書の写し、当該土砂等に係る売渡証明書、その他当該土砂等を譲渡したことを証する書面を添付することで地質検査等は省略することができます。

(6) 関係書類の縦覧(第14条)

特定事業を実施している間はこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを周辺関係者、その他利害関係を有するものの縦覧に供しなければなりません。

なお関係書類は特定事業を廃止若しくは完了の届出をした日又は取消しの通知を受けた日から**5年間保存**しなければなりません。

(7) 標識の掲示(第15条)

特定事業の施工中は**土砂等の埋立て等に関する標識(規則様式第20号)**を当該事業区域の見やすい場所に設置してください。(設置後、市環境対策課へご連絡ください)

(8) 特定事業の廃止等(第16条)

特定事業を**廃止又は2月以上中止**しようとするときは、**廃止又は中止した日から7日以内に特定事業廃止(中止)届(規則様式第21号)**を提出しなければなりません。その際土壌の汚染防止、周辺地域の生活環境の保全策を講じなければなりません。また、上記(4)及び(5)の報告が必要となります。(市職員立会い)

(9) 特定事業の完了等(第17条)

特定事業が完了したときは、**完了した日から7日以内に特定事業完了届(規則様式第22号)**に次の書類を添付して提出してください。

- ① 完了した特定事業区域の構造図
- ② 土地の所有者が作成した全ての**施工状況確認書(規則様式第23号の2)の原本**

併せて、上記(4)及び(5)の手続きが必要となります。(市職員立会い)

完了通知を受領後、市関係各課立会いのもと**完了検査**を行います。上記(5)と合わせて日程調整を行ってください。完了検査では施工内容が許可内容に適合しているか確認します。

指摘事項については措置完了後に**措置完了報告書(様式は任意)**を提出してください。措置完了報告書を受領後に再度検査を行います。(許可内容に適合するまでご対応いただきます)。

地質検査等の分析結果と施工内容が許可内容に適合していることを確認次第、完了通知書を発行します。**完了届提出から完了通知書受領までの間は、特定事業区域内で指摘事項への措置を除き、一切の作業は行えませんのでご注意ください。**

特に地質検査では試料採取から分析結果が出るまでに時間を要します。特定事業完了後に建築行為等を予定している場合は完了検査に時間を要することを考慮して、余裕を持った全体計画としてください。

(10) 地位の承継(第 18 条)

許可を受けた日から相続、法人の合併、分割により特定事業を実施する権限を承継した場合、その**承継した日から 7 日以内に、特定事業承継届(規則様式第 22 号)**に承継の事実を証する書類を添付して**正副 2 部**を提出してください。

(11) 土地所有者の義務(第 23 条)

特定事業に同意をした土地の所有者は、当該特定事業が行われている間、**月 1 回(実施期間が 1 月に満たない場合は期間内に 1 回)**当該特定事業の施工状況を確認しなければなりません。確認結果は**施工状況確認書(規則様式第 23 号の 2)**により事業完了報告の添付書類となっていますので、必ず作成してください。

ただし自ら確認することが困難な場合は他の者（特定事業の許可を受けた者及び事業施行者を除く）に確認させることができます。

(12) 土地所有者に対する勧告(第 24 条)

特定事業に不適正な土砂が使用されたり周辺地域へ影響を及ぼした時などは、土地所有者に対しそれらを是正するよう勧告することができます。

土地所有者は事業主として施工状況を確認する立場です。特定事業が原因で周辺環境に影響が生じた場合等は、土地所有者も対応しなければなりません。責任のある立場であることを十分に理解の上、特定事業計画をご検討ください。

7 特定事業に関する事前協議書の作成について

提出部数は正副 2 部とします。

協議書類は A4 サイズで作成，添付種類にインデックス等で見出しを付けてください。

1 つの図面に 2 つ以上の内容を記載する場合には，図面タイトル等はその旨を明記してください。

(1) 特定事業に関する事前協議書(規則様式第 1 号の 2)の記入方法

① 事業計画者

特定事業を行う者(許可申請を行う者)の住所，氏名，電話番号を記載し，印鑑登録されている印鑑を押印してください。事業計画者が法人の場合は，主たる事務所の所在地，名称，代表者の氏名を記載してください。

② 特定事業の目的

埋立て，盛土，たい積の別を記載するとともに，どのような目的で土地の埋立て等を行うのか簡潔に記載してください。

③ 特定事業区域の位置及び面積

位置は，特定事業を実施する区域の所在地番をすべて記載してください。ただし，欄内に記載しきれない場合には，「〇〇(代表地番)ほか〇〇筆」と記載し，別紙で一覧表を作成してください。

面積は，特定事業を実施する区域の実測による面積を記載してください。

④ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間

特定事業に使用する土砂等の量及び特定事業を実施する期間を記載してください。

⑤ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業完了後の特定事業区域の形状が確認できる図面等を作成してください。

⑥ 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

特定事業に使用する土砂等の採取元事業者及び土砂等の採取場所の所在地番すべてを記載してください。なお，土砂等の採取場所が複数あり欄内に記載しきれない場合は，別紙で一覧表を作成してください。

搬入予定量は予定容量計算書による量を記載してください。なお，各土砂等の採取場所からの予定量の合計に概ね一致することとします。

⑦ 特定事業区域の周辺の地域の保全及び災害の防止に関する計画

特定事業施工中の周辺地域への粉じん，交通安全対策等の計画書を作成してください。計画内容は規則別表第 4 の基準による具体的な対策等を記載してください。

(2) 事前協議書に添付する関係書類(協議書裏面に記載)の作成方法

① 特定事業区域の位置図

縮尺は10,000分の1以上のもので、道路、地勢等周辺状況が判別できるもので作成してください。

② 特定事業区域の付近の見取図

縮尺は2,000分の1程度で、特定事業区域の周辺500メートルの範囲を含むものとし、住居の立地状況等の周辺状況が判別できるもので作成してください。

③ 特定事業区域の公図の写し

当該特定事業区域及び隣接地を含むものとし、各筆の地番、地目、面積を明示してください。また、当該特定事業区域を朱書きし、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載してください。

④ 特定事業区域の土地の所有者一覧

土地一筆ごとに地番、面積、所有者住所、所有者名を明示してください。

⑤ 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

縮尺は特定事業区域の現況の形状が判別できるものとし、

面積計算書は、実測に基づく求積図を作成してください。

⑥ 特定事業区域の計画平面図、計画断面図

縮尺は500分の1以上で、特定事業の完了後の形状が判別できるものとし、

⑦ 雨水排水の処理が必要な場合にあつては、特定事業区域の雨水排水対策計画図

縮尺は500分の1以上で、特定事業の完了後の形状が判別できるものとし、

⑧ 特定事業に使用される土砂等の予定容量計算書

特定事業計画に基づいて予定容量を計算した書類を作成してください。

⑨ 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書

⑩ 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書

⑪ 特定事業に使用される土砂等の発生から処分までの流れが分かる資料

特定事業に使用する土砂等について、その発生元から土地の特定事業区域に至る流れがわかるよう、土砂等を発生させる建設工事等の名称、場所、その工事の発注者、元請業者、発生土砂等の運搬業者、施工業者等を明記した流れ図を作成してください。

⑫ 特定事業に使用される土砂等の搬入計画及び搬入経路図

i 搬入計画 発生場所、発生元事業者、搬入予定量、最大日量、搬入期間、搬入時間（原則として午前9時から午後5時まで）を記載してください（複数ある場合はそれぞれ記載する）。

ii 経路図 発生場所から搬入場所までが分かる経路図を作成してください。

⑬ 特定事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面

8 特定事業許可申請書の作成について

提出部数は正副 2 部とします。

協議書類は A4 サイズで作成，添付種類にインデックス等で見出しを付けてください。また，**正本の添付書類には原本を添付してください。**

1 つの図面に 2 つ以上の内容を記載する場合には，図面タイトル等とその旨を明記してください。

(1) 特定事業許可申請書(規則様式第 4 号)の記入方法

① 申請者

特定事業を行う者(許可申請を行う者)の住所，氏名，電話番号を記載し，印鑑登録されている印鑑を押印してください。事業計画者が法人の場合は，主たる事務所の所在地，名称，代表者の氏名を記載してください。

② 特定事業の目的

埋立て，盛土の別を記載するとともに，どのような目的で土地の埋立て等を行うのか簡潔に記載してください。

③ 特定事業区域の位置及び面積

位置は，特定事業を実施する区域の所在地番をすべて記載してください。ただし，欄内に記載しきれない場合には，「〇〇(代表地番)ほか〇〇筆」と記載し，別紙で一覧表を作成してください。

面積は，特定事業を実施する区域の実測による面積を記載してください。

④ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間

特定事業に使用する土砂等の量及び特定事業を実施する期間を記載してください。

⑤ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業完了後の特定事業区域の形状が確認できる図面等を作成してください。

⑥ 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

特定事業に使用する土砂等の採取元事業者及び土砂等の採取場所の所在地番すべてを記載してください。なお，土砂等の採取場所が複数あり欄内に記載しきれない場合は，別紙で一覧表を作成してください。

搬入予定量は予定容量計算書による量を記載してください。なお，各土砂等の発生場所からの予定量の合計に概ね一致することとします。

⑦ 特定事業区域の周辺の地域の保全に関する計画

特定事業施工中の周辺地域への粉じん，交通安全対策等の計画書を作成してください。計画内容は規則別表第 4 の基準による具体的な対策等を記載してください。

(2) 許可申請書に添付する関係書類(申請書裏面に記載)の作成方法

- ① 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書。
申請する日前3月以内に発行されたものを添付してください。
- ② 特定事業区域の位置図
縮尺は10,000分の1以上のもので、道路、地勢等周辺状況が判別できるもので作成してください。
- ③ 特定事業区域の付近の見取図
縮尺は2,000分の1程度で、特定事業区域の周辺500メートルの範囲を含むものとし、住居の立地状況等の周辺状況が判別できるもので作成してください。
- ④ 特定事業区域の公図の写し
当該特定事業区域及び隣接地を含むものとし、各筆の地番、地目、面積を明示してください。また、当該特定事業区域を朱書きし、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載してください。
- ⑤ 特定事業区域の土地の所有者一覧
土地一筆ごとに地番、面積、所有者住所、所有者名を明示してください。
- ⑥ 特定事業区域の土地の全部事項証明書(原本提出)
- ⑦ 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
縮尺は特定事業区域の現況の形状が判別できるものとします。
面積計算書は、実測に基づく求積図を作成してください。
- ⑧ 特定事業区域の計画平面図、計画断面図
縮尺は500分の1以上で、特定事業の完了後の形状が判別できるものとします。
- ⑨ 雨水排水の処理が必要な場合にあっては、特定事業区域の雨水排水対策計画図
縮尺は500分の1以上で、特定事業の完了後の形状が判別できるものとします。
- ⑩ 特定事業に使用される土砂等の予定容量計算書
特定事業計画に基づいて予定容量を計算した書類を作成してください。
- ⑪ 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
- ⑫ 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
- ⑬ 特定事業に使用される土砂等の発生から処分までの流れが分かる資料
特定事業に使用する土砂等について、その発生元から土地の特定事業区域に至る流れがわかるよう、土砂等を発生させる建設工事等の名称、場所、その工事の発注者、元請業者、発生土砂等の運搬業者、施工業者等を明記した流れ図を作成してください。
- ⑭ 特定事業に使用される土砂等の搬入計画及び搬入経路図
 - i 搬入計画 発生場所、発生元事業者、搬入予定量、最大日量、搬入期間、搬入時間(原則として午前9時から午後5時まで)を記載してください。(複数ある場合はそれぞれ記載する)
 - ii 経路図 発生場所から搬入場所までが分かる経路図を作成してください。

⑮ **事前説明会報告書(規則様式第 5 号)**

⑯ 特定事業が規則別表第 3 に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

⑰ 特定事業区域の土地の所有者が申請者と異なる場合にあっては、当該土地所有者の**特定事業土地**使用同意書(規則様式第 6 号)及び印鑑登録証明書

同意書には印鑑登録されている印鑑を押印し、申請する日前 3 月以内に発行された印鑑証明を添付してください。

土地所有者も事業主としての責務があります。同意書裏面の説明事項、土地所有者に関する事項を十分に理解の上、同意書を作成してください。

(3) **特定事業(一時たい積)許可申請書(規則様式第 7 号)の記入方法**

① 申請者

特定事業を行う者(許可申請を行う者)の住所、氏名、電話番号を記載し、印鑑登録されている印鑑を押印してください。事業計画者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。

② 特定事業の目的

どのような目的でたい積を行うのか簡潔に記載してください。

③ 特定事業区域の位置及び面積

位置は、特定事業を実施する区域の所在地番をすべて記載してください。ただし、欄内に記載しきれない場合には、「〇〇(代表地番)ほか〇〇筆」と記載し、別紙で一覧表を作成してください。

面積は、特定事業を実施する区域の実測による面積を記載してください。

④ 特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出予定量

⑤ 特定事業の実施期間

⑥ 特定事業に使用される土砂等のたい積の構造

⑦ 特定事業に使用される土砂等について、土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

明確に区分するための措置を記載してください。

(4) **許可申請書(一時たい積)に添付する関係書類(申請書裏面に記載)の作成方法**

① 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書。

申請する日前 3 月以内に発行されたものを添付してください。

② 特定事業区域の位置図

縮尺は 10,000 分の 1 以上のもので、道路、地勢等周辺状況が判別できるもので作成してください。

③ 特定事業区域の付近の見取図

縮尺は2,000分の1程度で、特定事業区域の周辺500メートルの範囲を含むものとし、住居の立地状況等の周辺状況が判別できるもので作成してください。

④ 特定事業区域の公図の写し

当該特定事業区域及び隣接地を含むものとし、各筆の地番、地目、面積を明示してください。また、当該特定事業区域を朱書きし、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載してください。

⑤ 特定事業区域の土地の所有者一覧

土地一筆ごとに地番、面積、所有者住所、所有者名を明示してください。

⑥ 特定事業区域の土地の全部事項証明書（原本提出）

⑦ 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

縮尺は特定事業区域の現況の形状が判別できるものとし、

面積計算書は、実測に基づく求積図を作成してください。

⑧ 特定事業区域の計画平面図、計画断面図

縮尺は500分の1以上で、特定事業の完了後の形状が判別できるものとし、

⑨ 特定事業に使用される土砂等の搬入計画及び搬入経路図

i 搬入計画 発生場所、発生元事業者、搬入予定量、最大日量、搬入期間、搬入時間を記載してください。（複数ある場合はそれぞれ記載する）

ii 経路図 発生場所から搬入場所までが分かる経路図を作成してください。

⑩ 事前説明会報告書（規則様式第5号）

⑪ 特定事業が規則別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

⑫ 特定事業区域の土地の所有者が申請者と異なる場合にあっては、当該土地所有者の**特定事業土地**使用同意書（規則様式第6号）及び印鑑登録証明書

同意書には印鑑登録されている印鑑を押印し、申請する日前3月以内に発行された印鑑証明を添付してください。

土地所有者も事業主としての責務があります。同意書裏面の説明事項、土地所有者に関する事項を十分に理解の上、同意書を作成してください。

9 規則別表

別表第 1

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法

1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チラウム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第2

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0 2 1 1—2 0 0 * 「土懸濁液の pH 試験方法」

別表第3

- 1 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の規定による特別地域内及び第18条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条及び附則第4項の規定による許可を要する開発行為
- 16 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 19 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第8条第1項の規定による緑地保全地区内における許可を要

する行為

- 20 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第19条第4項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年茨城県条例第46号)第9条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業等
- 24 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例(昭和45年茨城県条例第20号)第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 25 茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)第6条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為

別表第4

1 土地の埋立て等の施工管理体制

- (1) 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。
- (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業者等に十分周知徹底すること。
- (3) 特定事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、特定事業区域内を容易に目視できる構造とすること。
- (4) 特定事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
- (5) 特定事業区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。

2 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策

- (1) 粉じんについては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。
- (2) 特定事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。
- (3) 特定事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、特定事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。

3 騒音及び振動の防止対策

- (1) 騒音に係る規制基準については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号)に規定する特定建設作業に準ず

ること。

- (2) 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。

4 交通安全対策

- (1) 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。
- (2) 土砂等の搬出入に伴う特定事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。
- (3) 通学路又はその周辺道路に搬入経路を設定する場合は、教育委員会と協議の上、搬入経路の変更、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。
- (4) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。
- (5) 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。
- (6) 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。

5 その他生活環境の保全対策

- (1) 特定事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 特定事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。